

9項目	15項目	38項目	番号	項目	基準値	料金	検体量(ml)
注1	注2	注3					
○	○	○	基01	一般細菌	集落数100以下/ml	2,800	◇250
○	○	○	基02	大腸菌	検出されない	4,300	◇250
		○	基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	8,000	■300
		○	基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	9,000	100
		○	基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	10,000	■300
	○	○	基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	8,000	■300
		○	基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	10,000	■300
		○	基08	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	8,000	▼300
		○	基09	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	25,000	100
	○	○	基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4,500	◆200
		○	基11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	5,000	◆200
		○	基12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	7,000	▼300
		○	基13	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	P+5,000	□200
		○	基14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	25,000	500
		○	基15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	P+10,000	□200
		○	基16	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	P+5,000	□200
		○	基17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	P+5,000	□200
		○	基18	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	P+5,000	□200
		○	基19	ベンゼン	0.01 mg/L以下	P+5,000	□200
			基20	塩素酸 (*1)	0.6 mg/L以下	10,000	◆200
			基21	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	C+5,000	◎200
			基22	クロロホルム	0.06 mg/L以下	P+5,000	□200
			基23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	C+5,000	◎200
			基24	ジブromokクロロメタン	0.1 mg/L以下	P+5,000	□200
			基25	臭素酸	0.01 mg/L以下	25,000	100
			基26	総トリハロメタン (*2)	0.1 mg/L以下	0	□200
			基27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	C+5,000	◎200
			基28	ブromokジクロロメタン	0.03 mg/L以下	P+5,000	□200
			基29	ブromホルム	0.09 mg/L以下	P+5,000	□200
			基30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	25,000	200

9項目	15項目	38項目	番号	項目	基準値	料金	検体量(ml)
注1	注2	注3					
	○	○	基31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	6,000	▼300
		○	基32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	7,000	▼300
	○	○	基33	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	6,000	▼300
	○	○	基34	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	6,000	▼300
		○	基35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	6,000	▼300
		○	基36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	6,000	▼300
○	○	○	基37	塩化物イオン	200 mg/L以下	3,600	◆200
		○	基38	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	3,500	200
		○	基39	蒸発残留物	500 mg/L以下	2,800	500
		○	基40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	25,000	1,000
		○	基41	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	G+10,000	▽200
		○	基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	G+10,000	▽200
		○	基43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	18,000	2,000
		○	基44	フェノール類	0.005 mg/L以下	30,000	1,000
○	○	○	基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	10,000	200
○	○	○	基46	pH値	5.8以上8.6以下	1,500	100
○	○	○	基47	味	異常でない	1,000	100
○	○	○	基48	臭気	異常でない	1,000	100
○	○	○	基49	色度	5度以下	1,000	100
○	○	○	基50	濁度	2度以下	1,000	100

《セツ料金》

・水道法基準50項目 : 298,000 円

・9項目(注1) : 18,300 円

・15項目(注2) : 39,500 円

・38項目(注3) : 223,000 円

《項目別基本料金》

・P : VOC項目共通基本料金 : 30,000円

・C : クロロ酢酸類共通基本料金 : 20,000円

・G : カビ臭共通基本料金 : 20,000円

《検体量》

・水道法基準50項目 : 9 L以上

・9項目(注1) : 1 L以上

・15項目(注2) : 2 L以上

・38項目(注3) : 7.5 L以上

◇■▼◆□◎▽ : 共通項目サンプル量

*1 … 海水を精製した水(例:海洋深層水)や海に近い井戸から採取した水では、検体中の妨害物質(臭化物イオン)の影響により、分析不能となる場合有り

*2 … クロロホルム, ジブromokクロロメタン, ブromokジクロロメタン, ブromホルムの総和

注1(9項目) : 水道法施行規則(S32.12.14厚生省令第45号)に示された1ヶ月に1回測定する項目

注2(15項目) : 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(S46.1.21厚生省令第2号,H16.3.19厚労省令第31号改正)に示された6ヶ月に1回測定する項目(飲料水の水質検査)

注3(38項目) : 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について(H15.10.10健水発第1010001号,H21.3.6健水発第0306002号改正)に示されたすべての水源の原水について1年に1回測定する項目(原水に係る水質検査)